

議案第 86 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例について

四万十町基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例

四万十町基金条例（平成18年四万十町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

（17）四万十町学校 施設等整備基金	学校施設等の整備に要する財源に 充てる。	学校施設等の財 産を処分したこ とによって生じ たもので、町長 が定める額
-----------------------	-------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。